

9月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月22日（月）午前10時～10時18分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
(宇部市琴芝町一丁目2番5号)
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、繩田 加奈江、
正司 浩幸、村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、
関谷 利彦、富永 茂巳、阿部 利男、岡田 保子、
壹岐 浩二、大草 知子
・・・ (16人)
4. 欠席委員 原野 英雄、野村 文雄・・・ (2人)
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 事業計画変更承認について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第6号 令和8年度宇部市農業施策に関する要望について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について

6. 事務局 富田局長補佐、高瀬係長

**議長： 定刻となりましたので、9月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。**

事務局： 本日、久村局長は他の公務により欠席です。
それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。
欠席は2名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいている。
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項22件及び報告事項1件
となります。
以上で報告を終わります。

**議長： 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
東岐波地区の正司委員、楠地区の壹岐委員にお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。**

（質問、意見なし）

議長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページから6ページまでの旧市地区の議案、20番から22番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： 問題ありません。

議長： 採決に入ります。旧市地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、20番から22番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は7ページの厚南地区の議案、23番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【厚南地区よろしいですか】

河崎委員： はい。

議長： 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、23番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの二俣瀬地区の議案、24番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 二俣瀬地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長：【二俣瀬地区よろしいですか】

上田委員：はい。

議長：採決に入ります。二俣瀬地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、24番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局：議案書は11ページの小野地区の議案、25番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、これに関連して報告第1号-2があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議長：小野地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長：【小野地区よろしいですか】

富永委員：はい。問題ありません。

議長：採決に入ります。小野地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、25番は、許可します。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局：議案書は13ページ、15ページの西岐波地区の議案、69番、70番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長：西岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長：【西岐波地区よろしいですか】

村田委員：はい。問題ありません。

議長：採決に入ります。西岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：**全員賛成ですので、69番、70番は、許可します。**
事務局、次をお願いします。

事務局：**議案書は17ページ、19ページの旧市地区の議案、71番、72番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。**

議長：**旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

議長：**【旧市地区よろしいですか】**

内山委員：**はい。問題ありません。**

議長：**採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。**

(全員挙手)

議長：**全員賛成ですので、71番、72番は、許可します。**
次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局：**議案書は21ページから38ページの議案、34番から42番までの9件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、前に映しています現況写真をご覧ください**
34番、大字東岐波です。現在、建物は解体されていますが、宅地として利用され現在に至っています。
35番、大字西岐波です。申請地の一部が倉庫として利用され現在に至っています。
36番、大字西岐波です。宅地として利用され現在に至っています。
37番、大字小串です。宅地の法面及び宅地として利用され現在に至っています。
38番、亀浦二丁目です。宅地への進入路として利用され現在に至っています。
39番、中尾一丁目です。耕作放棄され荒廃し、現在に至っています。
40番、中尾一丁目です。現在、建物は解体されていますが、宅地として利用され現在に至っています。
41番、西宇部北一丁目です。現在は、駐車スペースとして利用されています。
42番、大字船木です。建物を解体後放置され、現在に至っています。
以上です

議長：**本件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。

次に、議案第4号、事業計画変更申請について上程します。

事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は39ページの議案、1番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。

介護施設建設を目的に許可を受けたものの、建設費の高騰を理由に事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。なお、本件は、当初、ゲートボール場及び駐車場として許可を受け、その後、施設の部屋が不足していることを理由に介護施設建設へ計画変更していたものです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

議長： 近年、建設費の上昇は激しいです。

議長： それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画（案）の審査について、上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は41ページから47ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聞くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。

【旧市】、【厚南】、【二俣瀬】、【小野】の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議長： 分かりました。それでは採決します。

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。

次に、議案第6号、令和8年度宇部市農業施策に関する要望について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、48ページ、49ページとなります。
7月に委員の皆さんからいただきました意見を、市への要望としてまとめたものです。11月上旬に市長へ提出する予定です。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： それでは採決します。
本件について、原案どおりに決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は1件です。
報告第1号、議案書は50ページから54ページまでです。小野地区の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。なお、報告第1号-2は、先に説明しました議案第1号3条申請の25番に関連する報告です。以上です。

議長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

議長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、9月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:18)